

マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

三井住友トラスト・グループは、お客様や社会の皆様からの信頼こそが存立基盤であると考えており、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけています。特に、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与は、当グループはもとより、健全な金融システムに対する重大な脅威と捉えています。当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守することを誓います。

当グループが提供する金融サービス等が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等を始めとした金融犯罪活動に利用されることを防止するため、以下の事項を含む「AML/CFT グローバル・ガイドライン」を制定しています。

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組みます。

3. マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与にかかるリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続を行います。

5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

9. 懲戒手続

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト（内部監査を含む）を実施します。